p　項番９「400％」の項には、投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの並びに株式等エクスポージャーに係る額（自己資本比率告示第七十六条第四項又は持株自己資本比率告示第五十四条第四項の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を除く。）を記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。 ［q～t　略］	p　項番９「400％」の項には、投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。 ［q～t　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	［（第七面）～（第三十面）　略］　　［（第七面）～（第三十面）　同左］

○金融庁告示第五十八号

信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第百三十二条第一項第五号ニ、第百三十三条第三号ハ並びに第百三十五条第一項及び第二項の規定に基づき、信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）の一部を次のように改正し、令和九年三月三十一日から適用する。

令和八年八月二十四日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） **第二条**　［略］ ［2・3　略］ 4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一　自己資本の充実度に関する次に掲げる事項 イ　［略］ ロ　内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係るリスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額 (1)　［略］ (2)　自己資本比率告示第七十条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー (3)　(1)及び(2)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー ［八～ト　略］ ［二～十一　略］ ［5・6　略］ （連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項） **第三条**　［略］ ［2・3　略］	（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） **第二条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］ ロ　［同上］ (1)　［同上］ ［加える。］ (2)　(1)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー ［八～ト　同上］ ［二～十一　同上］ ［5・6　同上］ （連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項） **第三条**　［同上］ ［2・3　同上］